

(案)

(2)前号に掲げるもののほか、甲が不相当と認める場合

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合でも広告掲出料は、乙に還付しない。

(広告物の管理等)

第8条 広告物の管理は乙が行うものとし、破損したとき又は紛失したときは、乙の負担で再度広告物を作成するものとする。

(契約の費用)

第9条 この契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の解決)

第10条 この契約の締結について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第11条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、周南市有料広告掲載取扱要綱、周南市施設内広告掲出取扱要領による。

(管轄裁判所)

第12条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管理は、周南市を管轄区域とする山口地方裁判所周南支部とする。

以上のとおり契約を締結した証として、この契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通保管する。

令和 年 月 日

甲 周南市
周南市長 藤井 律子

乙